

○志木市制限付一般競争入札（事後審査型）試行要綱

平成21年7月23日

制定

改正 令和8年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する建設工事の請負契約等（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事等で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事等として市長が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 志木市契約規則（昭和51年志木市規則第10号）第2条の規定により市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 志木市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事等に対応する業種で登録されている者であ

ること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、志木市の契約に係る指名停止等の措置に関する規則（平成20年志木市規則第21号。以下「指名停止規則」という。）に基づく指名停止措置又は志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年11月1日施行。以下「暴力団排除要綱」という。）に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、工事等の種類、規模等により案件ごとに参加資格を定めることができるものとする。

（入札の公告）

第4条 公告は、市役所前掲示場に掲示及び電子入札システム、志木市ホームページに掲載して行うものとする。

（設計図書等）

第5条 設計図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、原則電子入札システムに掲示されたものをダウンロードすることにより配布するものとする。ただし、電子入札システムによる配布が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は公告において指定するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

（入札参加）

第6条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札保証金）

第7条 事後審査型入札の入札保証金は、免除する。

(入札金額見積内訳書)

第8条 入札参加者は、入札時に入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第9条 入札辞退の取扱いに関しては、志木市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために市長又は発注機関の長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札
- (8) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

エ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

- (9) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(令 8. 4. 1. 1. 一部改正)

(落札決定の保留)

第 1 1 条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第 1 2 条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに落札候補者通知書（様式第 1 号）によりファクシミリ又は電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体等にあつては様式第 2 号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第 3 号。以下「確認申請書」という。）に入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第 1 項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として 2 日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に電子入札システム又は持参により提出しなければならないものとする。

4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、指名停止規則に係る措置等を講ずるものとする。

(令 8. 4. 1. 1. 一部改正)

(参加資格の審査)

第 1 3 条 市長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次

に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。

3 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

4 参加資格の審査は前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第4号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定）

第14条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第15条 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求める

ことができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第6号）を持参することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として10日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第7号）により回答するものとする。

4 当該苦情の申出は、前条1項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第16条 契約保証金の納付及び減免については、志木市契約規則に基づくものとする。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成26年11月1日）

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

志 行 管 第 号
年 月 日

落札候補者通知書

様

志木市長

貴社が先に入札した下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加等確認資料（及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書）を添えて、電子入札システム又は持参により提出してください。

公告日	年 月 日
開札日	年 月 日
工事名	
工事箇所	
提出期限	年 月 日
提出先	志木市役所 総合行政部 行政管理課 電話 048-473-1112

様式第2号

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

志木市長 様

住所

商号又は名称

代表者

下記工事の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
 - (1) 担当者所属・氏名
 - (2) 電話番号

様式第3号

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

志木市長 様

特定建設工事共同企業体の名称

代表構成員	住所
	商号又は名称
	代表者
構成員	住所
	商号又は名称
	代表者
構成員	住所
	商号又は名称
	代表者

下記工事の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 担当者所属・氏名
 - (3) 電話番号

様式第4号

入札参加資格審査結果調書

工 事 名 : _____

工 事 場 所 : _____

開 札 日 : _____

落札候補者 : _____

資格要件(必要な審査項目を記入する)

審査項目	適・否(否の場合は理由を記載)

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

様式第5号

志行管第 号
年 月 日

入札参加資格不適合通知書

様

志木市長

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

公告日	年 月 日
開札日	年 月 日
工事名	
工事場所	
入札参加資格を満たさないと認めた理由	

※苦情の申し立てについて

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の翌日の日から起算して5日(土・日曜日、休日及び年末年始を含まない。)以内に苦情申立書を提出してください。

様式第6号

苦情申出書

年 月 日

志木市長 様

1 苦情申出者

住所

商号又は名称

代表者

電話番号

2 苦情申出の対象となる工事名

工事名： _____

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第7号

志行管第 号
年 月 日

回答書

様

志木市長

年 月 日付けで苦情申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申出の対象とされた工事名

工事名： _____

2 苦情のあった事項

3 2の苦情の根拠とされた事項

4 回答内容